

一八世紀初期における華夷秩序と日本外交 の変容

-通商と将軍国王化の変容を中心に-

張 慧 珍*

(e-mail: hyejin0204@hanmail.net)

目 次

はじめに

1. 東アジア情勢と日本
2. 日本の脱華夷秩序への構想
3. 日本将軍の国王化

おわりに

はじめに

近世日本の国際関係及び外交の姿勢を論じるさい、日本型華夷意識・秩序があげられる。日本型華夷意識に基づいて日本型華夷秩序論を支持し、中国を中心とする東アジア世界いわゆる華夷秩序を意識している研究が多くある。荒野泰典氏は国内支配と対外関係の媒介環となった国家意識としての日本型華夷意識をあげて日本型華夷秩序論を整理しているが¹⁾、将軍の武威と天皇の存在を「華」の根拠とし、中国(明・清)からの自立をその証しとしており、徳川幕府の時代を一貫して日本型華夷意識が存在していると述べている。しかし氏は近世日本を時勢の変化を顧慮せず中国の華夷意識と近世日本の外交の有様をそのまま結び付けて述べていることが分かる。

* 漢陽大学校 講師。

1) 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、一九八八年)。

他方で近世日本の外交姿勢として取り上げられるのが、将軍の称号問題である。将軍は室町幕府以来、朝鮮国王に対し「日本国源某」と称していたが、一六三五年「大君」と定め、一七一〇年「日本国王」に復号した。これは将軍の国王化につながっている。徳川将軍の国王化については、日本国内の天皇との権威問題を捉えた研究が多い。深谷克己氏は、徳川氏が天皇と同格をもって異国と異なる支配体制をつくり、武士を土着させて「天下ノ君」である徳川氏を中心とする国家制度を作ろうとしたと述べている²⁾。伊東多三郎氏は統治体制における徳川将軍の称号について室町幕府と違って天皇の権威に頼らず封建的君主としての将軍の優越的な権威を表していると述べている³⁾。関德基氏によれば、新井白石は「国王」を「清朝天子＝日本天皇」「朝鮮国王＝日本国王」と位置づけているが、これは日本内の名分論者の見せかけに過ぎない。将軍が外国から「国王」とされ、自ら外交権を行使してきた以上、国王号を用いて当然であり、漢字文化圏で客観性をもつ尊貴な将軍の称号は「国王」のほかないと述べている。⁴⁾氏は外交の側面から指摘しているが、日朝関係に限られている。

本稿では、上述した日本型華夷意識・秩序という概念を排除して、一七世紀華夷変態期を経て成立した清を中心とする東アジアの国際秩序に対し、一八世紀初期の日本がどのように対峙していたのか、貿易の様子と将軍国王号を通じて日本外交の変容を検討したい。

1. 東アジア情勢と日本

1) 東アジアの情勢

一七世紀に亘って中国の内外には国家的危機が絶えず起きていた。一五八三年韃靼でヌルハチ(清の初代皇帝)が挙兵し、女真族の統一戦争を始めて以来、ヌルハチは一六一六年に女真族の後金を建国し、一六三六年後金の国号を清と改めた。そして清は一六六二年南明政権を滅ぼし、中国全土を制圧した。その後、一六七三年呉三桂らが「滅清復明」を標榜して三藩の乱を起こしたが、八一年清に鎮圧された。一六八三年清の康熙帝は台湾を拠点に反清運動を続けてきた鄭氏を投降させて中国国内平定が実現した。

一方、対外的に清は朝鮮(一六三七年)・琉球(一六五四年)・安南(一六六六年)・暹羅(一六七三年)を冊封し、清を中心とする東アジアの華夷秩序を築いた。このように清は一七世紀末に至って東アジアに清を中心とする華夷世界を形成した。

2) 深谷克己(一九九一)『近世の国家・社会と天皇』校倉書房。

3) 伊東多三郎(一九八四)『近世史の研究 第四冊 幕府と諸藩』吉川弘文館。

4) 関德基(一九九四)『前近代東アジアのなかの韓日関係』早稲田大学出版部。

しかし三藩の乱後、清はジュンガルとの軍事的摩擦の危機に直面していた。一七世紀半ば、ジュンガルが急成長し、ゴビ砂漠(現、モンゴル)のハルハを攻撃したため、ハルハは清の保護を要請した。一六八四年には清とジュンガルの対立が生じ、九一年に清とジュンガルの戦いが起きた。この戦いについて「唐船風説書」を通じて日本に報告されたが、こうした情報は一八世紀初期まで日本に届き、『華夷変態』に詳しく収められている⁵⁾。中国をめぐる情勢を考えると、一五八三年ヌルハチの挙兵から一六八三年台湾の鄭氏が清に服属するまで、清が中国を平定するのに約一〇〇年がかかった。しかしその後、清とジュンガルの戦いが起き、一七五五年に清がジュンガルを滅ぼすまで約六〇年間戦いが続いた。

一方で東南アジア諸国の情勢も不安定であり、しきりに内乱や紛争が起きていた。一六八九年四八番大泥船の情報⁶⁾によれば、暹羅国王が病死し、嗣子がいなかったため、執権官が国を預かった。これに対し地方の官が反逆を起こし、それに大泥が加勢したが、暹羅の強兵により敗北した。また、大泥と柔仏の間に紛争が起き、互いに商船の通行を禁じて商売を行っていない状況を伝えた。同年六九番広南船を通じて柬埔寨の内乱が伝わった⁷⁾。柬埔寨は嫡子と庶子が王位を争い、乱隙のうちに唐人兵卒が多数柬埔寨に乱入し、国を奪おうとした。この唐人は唐人海賊と呼ばれる。この唐人海賊は、東南アジアで活動していた台湾の鄭氏である。

東南アジアでは唐人による海賊問題が深刻になっていた。唐人海賊は一七世紀末に柬埔寨を中心として活動した。一六九〇年、柬埔寨で東寧(台湾)の秦舎の配下・陳尚川が、兵船を率いて柬埔寨大王の弟を擁立した。大王は暹羅に貢礼を勤めて援軍を頼んだが、陳尚川が篡奪したのである⁸⁾。一六九三年六六番広南船が、去年柬埔寨で柬埔寨本屋形大王に対して反乱を起こした二王に広南の唐人海賊陳尚川が加勢し、二王が占領したと伝えた⁹⁾。一六九九年には、柬埔寨屋形が広南への貢礼を拒んだため、広南屋形が兵船数百船を用意したが、海賊陳尚川が広南兵船の頭人となった。唐人海賊は東南アジアの国々と結託するなど、政治的影響力を持ち、東南アジア情勢に影響力を行使していたとみられる。

また、東南アジアではヨーロッパ諸国同士の争いも絶えなかった。一六八二年、イギリス人が領有していたバンタム(万丹=ジャワ島の西部)をオランダ人が奪って支配し、イギリス船の渡航を許さなかった。そして、一六八四年、イギリス人がジャワ島を攻める計画をたて

5) 本章で取り上げる三藩の乱と清とジュンガルの戦いなどの情報や、後述する東南アジア諸国の情勢変化の情報のすべての出典は、林春勝・林信篤編(一九五八)『華夷変態』中冊、東洋文庫である。

6) 注5の一〇二〇～一〇二一頁。

7) 注5の一〇四九頁。

8) 注5の一〇六五頁。

9) 注5の一〇七六頁。

たという報告があった。一六八九年四八番大泥船の報告¹⁰⁾によると、暹羅国主は王子がなく病死したので内乱が起きた。また大泥が暹羅と戦って敗北したこと、大泥と柔仏の間に紛争があったことなどが伝わった。特に暹羅の内乱にはイギリス人が関与しており、暹羅船の報告¹¹⁾では、

暹羅屋形之執権之官、数人御座候内に、暹羅人、又はもうる人并にゑげれす人共も権官之内に有之候、(中略)にゑげれす権官は其身之国元江何と申遣候か、去々年ゑげれす国 為貢人と、ゑげれす兵卒五百人余差越、則右之ゑげれす権官取成に而、国元ゑげれす国王より此兵卒共所々守之兵卒に可然者に而候故、為貢納致進上之旨、屋形江相達し候処に、屋形被致大悦、

と、イギリス人が暹羅の官僚として遣わされており、イギリス本国から兵卒も渡ってきて暹羅に協力していたことがわかる。このなか、暹羅人の権官が反逆し、イギリス人を本国に追い出したというが委しくはわからないと伝えた。一六九三年八月には、七〇・七三番の咬啣吧船によってオランダがジャカルタ近郊を攻略し、また咬啣吧にオランダ兵員が動員されたと報告された。オランダ人やイギリス人は東南アジアの国々の内政に関与していたことがわかる。また東南アジアでのオランダ人とイギリス人の衝突には、東南アジア諸国も巻き込まれていた。

このように、唐人とヨーロッパ人は東南アジア諸国の諸情勢に影響を与えていた。日本は中国や東南アジアの情報を収集し、海外の情勢を把握しようとした。

2) 日本の対応

中国の明清交替・三藩の乱・清とジュンガルの戦い、東南アジア諸国の内紛などの情報は、いろいろなルートを通じて日本に伝わった。その一つが、前述したように「唐船風説書」による情報である。この「唐船風説書」は、のちに一六七四年の『華夷変態』・一七一七年の『崎港商説』・一七二四年の『唐人風説書』に編纂された。三藩の乱後、幕府儒者の林春齋が『華夷変態』を編纂し、その後林信篤が引き継いで『崎港商説』を編纂した。これと別のものとして、肥前島原藩の松平氏も『華夷変態』を編纂し、その続編として『唐人風説書』を編纂した¹²⁾。この「唐船風説書」をまとめた三書には一六四四～一七二八年分の情報が収められている。

華夷変態とは明(華)・清(夷)の交替による中国の変態(異変)を意味することばで、日本

10) 注5の一〇二〇～一〇二一頁。

11) 注5の一〇二五～一〇二六頁。

12) 紙屋敦之(二〇一〇)「唐船風説書の編綴について」『唐船風説書データベース1674～1728年』紙屋敦之研究室、三頁。

は中国の動向と中国と関係する周辺国に強い関心をもっていたことが分かる。日本は、華夷変態の脅威と、東南アジアで活動しているポルトガル・イスパニアなどのキリスト教の国々の脅威をこの情報を通じて常に把握していた。

二つ目は、対馬藩・薩摩藩を経由する情報である。中国情勢の変化は近隣の朝鮮、琉球に伝わり、さらに日本に伝わった。対馬藩は『唐兵乱風説公儀江被仰上候控并朝鮮国山賊徒党御案内被仰上候控』¹³⁾を編纂して幕府に提出した。対馬藩は一六四四年明の滅亡・清の北京入城から、一七三四年まで三藩の乱や清とジュンガルに関する情報を『唐兵乱風説』(略称)にまとめた¹⁴⁾。一六七八年、琉球は薩摩藩に「唐之首尾御使者」の派遣を制度化し¹⁵⁾、二年に一回、北京への進貢使を務めた人物が薩摩藩に派遣されて中国情勢を報告した。薩摩藩はそれを幕府に伝えた。そのほか、一六四一年から一八五七年まで『和蘭風説書』が提出された¹⁶⁾。幕府は東アジアでのキリスト教のヨーロッパ諸国の動向を調べるために和蘭風説書をオランダ商館長に作成させた。しかしキリスト教国の動向だけではなく、東南アジア諸国や中国の情報も記載されていた。

こうした中国の華夷変態と東南アジアのカオスな情勢に対して、日本側の対応について考えてみよう。地理的に東アジア圏にいる日本は、この華夷世界から距離を置く方法として様々な工夫を行った。これについては後で述べる。しかし華夷世界との貿易は不可欠であった。

一六八四年清が遷界令を撤廃し、展海令を発令した。これによって日本に渡航してくる唐船の激増が予想された。一六八五年幕府は、定高仕法を制定し、中国船銀六〇〇〇貫目、オランダ船金五万両(銀にして三〇〇〇貫目)に制限した。一六八四年二四艘に過ぎなかった唐船が、八五年八五艘、八六年一〇二艘、八七年一三七艘、八八年一九四艘に増加した。そのため、同年中国船を七〇艘に制限し、密貿易を阻止するために長崎郊外に唐人屋敷を設けた。その後も唐船は減らず、一六八九年七九艘、九〇年九〇艘となった。この傾向は若干増減があるが、一六九七年一〇三艘、一七〇八年一〇四艘に至るほど増え続けた¹⁷⁾。これによって日本の金銀の海外流出が増えることが予測されていた。日本の金銀の海外流出について新井白石は、「凡百余年の間、我国之宝貨、外国に流れ入りし所、すでに大半を失ひぬ、金は四分が一、銀は四分が三をうなへり、されど、これも、公にあらはれ聞えて推しはかるべき所をもていふ也」¹⁸⁾と、日本の金

13) 以下『唐兵乱風説』と略する。折笠明彦(二〇〇〇)「華夷変態と対馬藩の海外情報活動」早稲田大学大学院文学研究科史学専攻修士論文。

14) 注20の九八頁の折笠論文の表二参照。

15) 鹿児島県維新史料編さん所編(一九七一)『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』鹿児島県、一七五二号。

16) 松方冬子(二〇一〇)『オランダ風説書一』中央公論新社、一一頁。

17) 表1日本渡航唐船及び積戻船数(一六八四～一七二九)参照、劉序楓(一九九七)「享保年間の唐船貿易と日本銅」中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館、二九八頁。

銀貨が約一〇〇年間外国に流出して金は四分の一、銀は四分の三を失ったが、これは公に推測されることであれば、金銀貨が大半流出していることを懸念した。

唐船は大きく口船と奥船に分けられるが、奥船は一六四〇年に初めて登場する。唐船の来航は、一六八八年に春船二十艘、夏船三十艘、秋船二十艘の七〇艘に定め、そのうち一〇艘は奥船に割り当てた¹⁹⁾。一七〇八年五九艘に減らして²⁰⁾、さらに一七一五年の正徳新例で信牌貿易を行い、唐船を三〇艘に制限した。三〇艘は、口船と奥船である²¹⁾。しかし正徳新例(一七一五年)以来、奥国からの船が来なくなり、一切奥国の風説(情報)が聞こえなくなった。これに対し幕府は、「昔年は外国仕出の唐船数艘令入津所、御新例以来奥湊の船不渡来、一切奥国の風説等不相聞に付、当年帰唐之船主に東京・占城等の信牌被相与之、奥湊外国之風説聞合来、且奥国出産之貨物等可積渡旨被仰付」と、唐船の船主に東京・占城・柬埔寨²²⁾の信牌を与え、奥国の風説や産物をもたらすように命じた²³⁾。正徳新例の後、奥船の比重が高くなった。「南京九艘、寧波九艘、厦門二艘、広東二艘、台湾二艘、広南壹艘、暹羅壹艘、咬啣吧壹艘、占城壹艘、東京壹艘、柬埔寨各壹艘」と、奥船を三艘増やして六艘とし、口船は二四艘とした²⁴⁾。つまり奥船配分の増加の理由は、一つは奥国の風説(情報)収集のためであり、もう一つは奥国との貿易のためであった。

2. 日本の脱華夷秩序への構想

1) 華夷通商の実体

華夷世界に対し日本はどう向き合っていたのか。まず、貿易の側面から考えてみよう。一六九五年に西川如見が『華夷通商考』(一七〇八年増補)を著し、中華(中国)と外

18) 松村明校注(一九九九)『折たく柴の記』岩波書店、二八一頁。

19) 春船二十艘「南京五艘 寧波七艘 普陀山二艘 福州六艘」、夏船三十艘「南京三艘 泉州四艘 寧波四艘 漳州三艘 咬啣吧二艘 柬埔寨一艘 普陀山一艘 厦門五艘 太泥一艘 福州四艘 広東二艘」、秋船二十艘「南京二艘 交趾三艘 暹羅二艘 高州二艘 福州三艘 寧波一艘 広東四艘 東京一艘 潮州二艘」。林復齋編(一九一三)『通航一覽』第四、国書刊行会、三一八頁。

20) 「唐通事会所目録 四」東京大学史料編纂所編(一九六二)『大日本近世史料四』東京大学出版会、三三八～三三九、三五七頁、同『五』九八頁。

21) 注 1 4 の三四八～三四九頁。

22) 口船「南京十艘、寧波十一艘、厦門二艘、台湾二艘、広東二艘」と奥船「広南一艘、暹羅一艘、咬啣吧一艘」『通航一覽』の別の史料には柬埔寨が含まれている。大庭脩編(一九八六)『享保時代の日中関係資料一』関西大学出版部、五八頁。

23) 注 1 4 の三二二頁。

24) 注 1 7 の五八頁。

国・外夷を説明し、中華(中国)と外国・外夷の通商関係を記している²⁵⁾。

中華十五省(中略)

外国

朝鮮 琉球 大宛 東京 交趾

右ノ国ハ唐土ノ外ナリト云ドモ、中華ノ命ニ従ヒ、中華ノ文字ヲ用、三教通達ノ国也
外夷

占城 柬埔寨 太泥 六甲 暹羅 母羅伽 莫臥爾 咬啣吧 呱哇 番旦 阿
蘭陀

右之国々ハ唐土ト差ヒテ、皆横文字ノ国也

已上外国外夷ノ諸国、何レモ唐人商売往来スル所也、莫臥爾・阿蘭陀ノ二国ハ
唐人往来ナシ、其地ノ舟長崎ニ入津ス、右ノ内ニヲランダ人商売ニ往所モ有之
阿蘭陀人商売ニ往来ノ国三十五個国アリ、其内 東京 母羅伽 暹羅 咬啣
吧、此四

個国ハ前ニ出、余ノ三十一個国如左、皆外夷ナリ

(中略)

外ニ御禁制ノ国

亞媽港 呂宋 イスハニヤ エゲレス

此四国ハ日本渡海近代停止ナリ

外国は、朝鮮・琉球・台湾・東京(トンキン)・交趾(カウチ)で、中国の外であるが、中国の命に従い、中国の文字である漢字を使い、三教(仏教・儒教・道教)がゆきわたっている。外夷は、中国と違って横文字の国々で、占城・柬埔寨・太泥・六甲・暹羅・母羅伽・莫臥爾・咬啣吧・呱哇・番旦・阿蘭陀である。

外国・外夷は何れも唐人が商売に往来するところである。莫臥爾・阿蘭陀には唐人が往来しない。だが、莫臥爾・阿蘭陀の船は長崎に入港するため、長崎には唐通事・呂宋通事・暹羅通事・東京通事のほかにオランダ通事・モウル通事が設けられた。また、オランダ人が商売に往来する国が三五ヶ国であり、そのうち、東京・母羅伽・暹羅・咬啣吧の四ヶ国はオランダ商館が置かれていた地域である。東南アジアのオランダ商館と長崎のオランダ商館がつながっていた²⁶⁾。以上のほかに禁制の四ヶ国があげられているが、いわゆる日本への渡航が禁止された警戒すべきキリスト教の国々である。

一方、一七一六年に長崎奉行大岡清相が編纂した『崎陽群談』は、長崎貿易の相

25) 「補増華夷通商考卷之三」 滝本誠一編(一九六六)『日本経済大典』第四卷、明治文献、三二〇頁。

26) 長崎商館と東インド会社・東南アジアの市場・輸入品などの流通の関係について検討している。山脇悌二郎(一九八〇)『長崎のオランダ商館—世界のなかの鎖国日本—』中央公論社。

手国を中華、外国西洋とみている。この外国西洋は、「東寧(台湾)・広南・東京・占城・柬埔寨・大泥・六崑・暹羅・咬啣吧(ジャワの内)」²⁷⁾で、「右ノ国々ヨリ船來ル」と記されている。中国では東洋を広東以南の海を基点とし、東洋と西洋に二分化する見方があった。フィリピン・モルッカ諸島・ホルネオ東部などを東洋と呼んでいる²⁸⁾。『崎陽群談』の外国には朝鮮・琉球が含まれていない。朝鮮・琉球の場合、一七一〇年の琉球使節や一七一一年の朝鮮通信使によって日本の外交網の中に改めて位置づけられ、朝鮮・琉球はすでに日本の外交秩序に位置づけられていたからであると考えられる。

『崎陽群談』はその後に編纂されたものである。

『華夷通商考』は、中国の情報を基にして中華秩序に対し日本の長崎貿易の係わりが記されている。中華と外国・外夷の関係＝華夷通商の有様が明確に記されている。一方、『崎陽群談』は、日本の長崎貿易の有様を示している。ここでは、中華と外国西洋がそれぞれ長崎貿易の相手国として挙げられている。長崎貿易において中国は欠かせない貿易の相手国であり、その他の外国西洋に対し華夷というシムトリーがみえず、中華(中国)と外国西洋が日本の貿易相手国として並んでいる。すなわち日本の見方には「夷」が存在していない。このような見方は、一六三七年に長崎で写された「世界図屏風」の「日本長崎ヨリ異国湊口マテ船路積」にもうかがえる²⁹⁾。世界図屏風には、相手国として中国・東南アジアの国々・インド・オランダ・イギリスが並べられて記されているが、朝鮮と琉球は入っていない。

次に、華夷世界に対し日本はどう対応していたのか、次の史料をみてみよう³⁰⁾。一六八七年、暹羅を出船した唐船(奥船)に暹羅の執権官からの書簡が預かれ、長崎通詞に伝わった。

貞享四年暹羅出唐船ニ、暹羅国の執権方より通詞共方江書簡差越候、旨趣ハ阿蘭陀の例ニ准し交易支度旨相願候趣ニ候、依之其節在勤の奉行川口源左衛門・山岡十兵衛より、宮城主都殿まで申通し、老中江相伺候処、暹羅国の船斗分て難被仰付事候間、其趣通詞共方より口上にて返答可申遣旨御下知ニ付て、其通申付候由、右書簡并和ケ、且又、御下知之趣有之書面共ニ、御用長持之内ニ有之事、

暹羅は日本にオランダの例に準じて交易を許可してほしいと、交易の改正を要請した。オランダは一六八五年の定高仕法で単独で銀三〇〇〇貫目の貿易を許されていた³¹⁾。そ

27) 中田易直・中村質校訂(一九七四)『崎陽群談』近藤出版社、一七二頁。

28) 山崎宏・兼岩正夫編(二〇〇一)『世界史事典』評論社、三六九頁。

29) 水野恭一郎(一九六三)「備前妙覚寺蔵『世界図屏風』について」『岡山史学』第一三号、六三～六五頁。

30) 注 2 8 の六四頁。

れに対し、奥国は中国(唐船)の銀六〇〇〇貫目の枠内で日本との貿易が許されていた。ちなみに、この唐船は奥船であり、東南アジア(奥国)を經由して長崎に来航していた。このほか、一六八八年に安南、九二年に柬埔寨も新たな通商関係を要求したが³²⁾、幕府は、奥国とは唐船を通じた貿易に拘っている。日本は中国の華夷通商を利用して奥国との貿易に臨んだのである。つまり日本独自のパイプ(唐船・オランダ船)を通じた貿易を行う方針であったのである。そのように華夷世界との距離をおくことができたと考えられる。

2) 境界性の課題

江戸時代は石高制の社会である。将軍は大名に一万石以上の知行を与え、軍役を課した。しかし異国・異域に接する対馬・松前藩は「無高」大名、薩摩藩の支配する琉球の石高は「無役」であった。石高制が境界地域に貫徹されていなかった。ところが、一七世紀末以降、対馬・松前藩は「無高」大名から「格」大名になる。対馬には石高が設定されていなかったが、肥前田代領には一万三四〇〇石が与えられていた。対馬藩は幕府より、おおむね国持大名に準じる格式で扱われていた。幕府への献上は一六七八年以降一〇万石以上の格式になった。当時『武鑑』では「二万石格」であったが、一六九九年から「一〇万石以上格」と記載された³³⁾。これによって朝鮮通信使に「自分馳走」で対応ができる格をもたせた。松前藩は、寛文期の『武鑑』に七〇〇〇石と記載されたが、『松前旧事記』によると、一六九七年、一七一五年、一七一九年に松前藩は一万石格で扱われていることが確認できる³⁴⁾。

次に、幕府が貞享年間(一六八四～八七年)に琉球に対し貿易統制をする一方、一七〇八年幕府は初めて琉球の石高を含む島津氏の総石高に高役賦課を実施した。これは、前年富士山噴火による降灰救恤費として全国に賦課した国役金であり、そのなかに琉球の石高も含まれていた³⁵⁾。また一七二二年、享保改革の上米制度を琉球の石高に対しても実施した。

「無高」より格付への変化は官位の問題ともかかわっている。すなわち無官から叙位への問題である。近世初期、長崎奉行が「無官」であった理由について次のように言われている³⁶⁾。

31) 注 2 8 の四七頁。

32) 紙屋敦之(一九九七)『大君外交と東アジア』吉川弘文館、二二五頁。

33) 鶴田啓(二〇〇六)『対馬からみた日朝関係』山川出版社、五二頁。

34) 史料編「松前旧事記」張慧珍編(二〇一〇)『北東アジアのなかの蝦夷地—日本・アイヌ・大陸の接触と交通—』紙屋敦之研究室。

35) 紙屋敦之(一九九〇)『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、二四七～二四八頁。

36) 「官制之部一」大蔵省編(一九二四年)『日本財政経済史料』第四卷財政経済学会、五一五頁。

彼長崎奉行と云は異国の商人を支配する職なり、異国人をば軽しめて、熊と軽き人を長崎奉行に被仰付、其軽き人に外国の人をば支配させらるゝ事なるに、今任官被仰付、諸大夫役にて支配あらば御作法違ひ、重き人に支配するに成べし、外国の人をば日本の軽き役人支配する云にて、異国まで御威光高くなるとの思召により、以前から長崎奉行は遠国奉行の中に軽く、芙蓉の間にも末席なり、諸大夫願の事は申上侍りても調間敷と古札を以て、雅楽頭殿御申ありたるに付、大和守殿は勿論一座の衆も申さるゝ旨無之止たりといへり、

これは、寛文・延宝期(一六六一～一六八一年)に大老を務めた酒井忠清の見解で、長崎奉行は異国商人を支配する職であり、異国人を軽視する態度に合わせて軽い身分の人を長崎奉行に任じたという。官位の低い長崎奉行に異国人の対応を任せることで、異国に対して幕府の「御威光」を高めようとする、幕府の対外姿勢が看取できる³⁷⁾。異国と接する各大名や長崎奉行の位階を低くすることによって、異国との境界・異国人との関係を曖昧にした方がよからうという幕府の意思があったといえる。

その方針が一変したのが、一六八五年の長崎貿易の改革、すなわち定高仕法である。これは、清の展海令によって長崎に唐船来航の急増が予想されたため、唐船統制のために長崎奉行山口源左衛門が案出したもので、この功績によって「長崎の諸務よろしきにかなへる」³⁸⁾と認められて、山口源左衛門は幕府より五〇〇石増加された。また一六九〇年に従五位下摂津守に叙爵された³⁹⁾。長崎奉行を従五位下とすることは、異国との交渉や貿易の重要性を幕府が承知していたことである。長崎奉行は一六九九年大坂・京都奉行の上席、遠国奉行の筆頭となった。

薩摩藩は、一六〇九年琉球侵略を行った島津家久が従三位中納言に叙された。その後、次第に官位が低下した。一七〇九年、琉球慶賀使の派遣交渉のさい、島津吉貴の官位昇進を願った。その理由を次の史料⁴⁰⁾によってみよう。

長崎御奉行衆、前々ハ無官ニ而候得共、何年前ニニ候哉、異国人御仕置之場所故、諸大夫ニ被仰付候、(中略)、大唐之儀者、官位を以其器量致推量風俗之由、琉球人共茂同前候処、大隅守以来官位輕被仰付置候付、漸々家之威茂薄成候歟与、琉球人共相計候与前々心付候儀杯も御座候、琉球江差遣候書翰等官位相記申儀候処、当分之官位ニ而ハ、猶働茂無申輩候哉、官位茂下家格茂輕成行候歟与内々琉球人共積候儀も可有之与、其心得を以無油断仕置申付事御座候、

37) 中野浩一「享保期松前氏の『一万石格』について」張慧珍編(二〇一〇)『北東アジアのなかの蝦夷地—日本・アイヌ・大陸の接触と交通—』紙屋敦之研究室、九〇頁。

38) 成島司直他編(一九〇四)『徳川実紀』第五編、経済雑誌社、五八一頁。

39) 鈴木康子(二〇〇七)『長崎奉行の研究』思文閣出版、四〇頁。

40) 『宝永七年寅三月ヨリ吉貴公従四位上中將御昇進之次第覚』東京大学史料編纂所蔵。

長崎奉行は、以前は無官であったが、異国人仕置の場所であるので、諸大夫に昇進させた。中国は、官位で器量を推しはかる風俗があり、それは琉球人も同前である。島津光久以来、官位が低くなったため、島津氏の威厳も落ちたかと琉球人が思っているかと前々から気づくことがあった。琉球に差し遣わす書簡などの官位を記すときに、現在の官位ではなお働きもないのかと思われる。つまり琉球は中国と接する国で、中国は官位を重んじている。薩摩藩主の官位が低ければ、軽く扱われる恐れがあるというのである。異国と関係(貿易や外交)する大名・旗本の官位昇進が大事な外交問題として認識され始めたと考えられる。

こうした「無高」「無官」の問題は、日本側の華夷変態に対する対応として考えられる。『津軽一統志』の一六四八年条⁴¹⁾には、「韃靼国より高麗を攻取其後日(日カ)本の地へも可差懸結構にて、兵船を数百艘乗出候旨」と、清(韃靼)が朝鮮(高麗)を服属させ、日本に兵船を派遣する準備をしていると記している。これは、蒙古襲来の危機感を表した「ムクリコクリ」(蒙古・高麗)の構図である⁴²⁾。また、一六四五年明の都督崔芝(周鶴芝)が参将林高を長崎に遣わし、援兵を要請した(日本乞師)。これに対し翌四六年、幕府は日明勘合の断絶を理由に拒否した⁴³⁾。これらは一七世紀半ばに存在していた日本の明清交替に対する危機感を表している。

大名は、将軍の代替わりに起請文を幕府に提出し、仕置に背かないことを誓約した。一六八一年徳川綱吉が将軍に襲職したとき、島津光久は起請文を提出し、「附琉球国之儀皆(背)仕置雖企邪儀候荷担仕間敷事」⁴⁴⁾と、琉球が幕府の仕置に背いて邪儀を企ててもそれに加担しないと誓っている。薩摩藩が琉球の「邪儀」に加担すると、幕府はそれを討たなければならない。そうすると日本の安寧が崩れるからである。幕府は、琉球が日本の安寧を脅かしかねないと警戒している。一六八三年以降、琉球は中国に日琉関係を隠蔽した⁴⁵⁾。将軍は代替わりすると松前氏に朱印状を与え、アイヌとの交易を安堵した。一六八二年、徳川綱吉は朱印状に「附、蝦夷人其所にて往来之儀者、可為心次第事」⁴⁶⁾と、アイヌの往来をその「所」すなわち和人地(松前藩)内に制限することを命じた。これまで和人地のアイヌは蝦夷地への往来の自由を認められていた。対馬藩は、清とジュンガルの対立をみて軍備強化に向かった。雨森芳洲は、一七一五年『隣交始末物語』で「対州ハ朝鮮之後口ニて武備堅固ニ無之候而ハ不叶事ニ御座候」と、対馬は朝鮮の後口であるので、武備を強化しなければならないと述べている。朝鮮の後口に対する前口

41) 「津軽一統志」青森県立図書館青森県叢書刊行会編(一九五三)『青森県叢書』第六編、青森県学校図書館協議会、二四七～二四八頁。

42) 紙屋敦之「シャクシャインの戦いと対馬藩」深谷克己編(二〇〇七)『対馬調査報告集』深谷克己、二一頁。

43) 石原道博(一九四五)『日本乞師の研究』富山房、九頁。

44) 注16の一八〇六号。

45) 注37の紙屋著書二三六頁。

46) 「福山秘府」北海道庁編(一九三六)『新撰北海道史』第五卷史料一、北海道庁、八二頁。

は清である。清に対する警戒があったのである⁴⁷⁾。幕府は、中国(大陸)で起きた出来事が朝鮮半島・南西諸島・樺太を通じて日本に影響が及んでくると思っていた。

このように日本は中国と直接に関わらず、中国の影響が日本に及ばないように中国と日本の間にある異国・異域との関係を改めて見直していた。

3. 日本将軍の国王化

1) 二つの復号問題

一八世紀初期に唱えられた将軍「国王」化の大きな特徴は、対外的に中国の官位制度と分離した、また国内的に天皇との主従関係から分離した点である。

新井白石は、一七一〇年四月廿日に「出仕、越前殿対談、今日国王考三通進呈了」と、「国王考」を進呈した⁴⁸⁾。すなわち将軍の対外的称号の国王への復号を献策した。また翌年六月、琉球国司が中山王に復号された。この二つの復号は一体のものとして取り上げるべきである⁴⁹⁾。

対馬藩が朝鮮側に国王への復号の要請をしたのは一七一一年五月二五日である。朝鮮通信使はすでに漢城を出発して釜山に到着していた。「肅宗実録」によれば、対馬藩主宗義方から礼曹に送った書契に「東武頃有復号之举、貴朝書式、一用天啓四年以前旧例、幸甚」⁵⁰⁾と、幕府が復号を行った朝鮮の国書の書式は、天啓(明の熹宗の年号)四年(一六二四)以前の旧例、すなわち明の書式を用いてくれれば甚幸であると、述べている。逆に言えば、清の書式に対する拒否である。また日本側は、「以二去丁巳、丁未、甲午(子)年書契、皆称日本国王、乙亥年自日本送書、始称大君、大君之称、初非貴国所創、即我国所改、故有復古之請矣」⁵¹⁾と、一六〇七、一七、二四年の書契は日本国王と称していた。一六三五年に日本から送った書契に初めて大君と称していた。大君の称は初めに朝鮮側が創ったのではなく、日本で改めたことなので、復古の要請があるわけであると述べている。

肅宗と諸臣が議論を行い、日本の要請に反発する意見もあったが、前から日本は国書に日本国王と称したが、のちに大君と改めたので、朝鮮も大君と書いた。今日本自らが王とすることに對し朝鮮は禁ずることができない。改めて国書を送るのを妨げるのではないと議論が絞られた⁵²⁾。ただしこの件について「彼若指揮、我若奉承」と、日本側が指揮して、

47) 注 3 4 の紙屋著書二三二頁。

48) 東京大学史料編纂所編(一九五三)『大日本古記録 新井白石日記(下)』岩波書店、一一四頁。

49) 注 3 4 の紙屋著書五〇頁。

50) 国史編纂委員会編(一九八一)「肅宗実録三」『朝鮮王朝実録』探求堂、三九七頁。

51) 注 5 0。

朝鮮側が承る形ではないかという憂慮もあったが、「当觀其事之可否而已、指揮奉承之嫌、未知其必然也」と、当にその事(国王号への復古)の可否のみを觀て、「指揮奉承」の嫌は必然となるか分からないと、復号によって両国関係のバランスが崩れることを懸念していた。

白石は大君号に対し、一つは、中国では「大君といふ字はもと周易の中より出づ、又尚大禹謨の篇孔安国が伝には大君は天子也と見え、孔穎達が疏には周易を引用ひて大君とは天子を謂ふ也と見えたちさらば、日本国大君と称せん事は即是日本国天子と称するに相同じあり」と、日本国大君と称することは日本国天子と称することと同じであること、二つ目は、朝鮮では「大君と称するは其王子に賜ふ所の号にて有る也、しかるに彼国に約し定められて其臣子の号を受給ひし」と大君は国王の世子や諸王子を称することであり、朝鮮に大君と称するのは、その王子になることである⁵³⁾。これは朝鮮のように中国の外藩と同じであると、大君号に反発した。外交上、外藩とは中国皇帝が朝鮮や琉球に対し、冊封して国王号を与えた国々を示す。これは、大君号を華夷秩序の中で解釈していることになる。しかも「当家及びて征夷大將軍の御事をも朝鮮にては貴としともせざりしこと」⁵⁴⁾と、將軍のことを朝鮮では貴くみていないと述べている。白石は中国・朝鮮の官位制度と比べ、決して下がないように、大君号を用いず將軍の地位を国王として引き上げようとしたと考えられる。

そもそも大君号は、外交に用いるために考案された称号で、他者による称号であり国内には使用されていなかった⁵⁵⁾。最高権力者に対し外交称号と国内称号の二つがあったことと、東アジア世界で通用されている大君号の持つ矛盾は、白石が復号の実現にこだわった理由であろう。新井白石は復号に関して「殊号事略」⁵⁶⁾で次のように主張している。この復号を通じて中国・日本・朝鮮の関係がみえてくる。

正徳元年の秋朝鮮の信使来て献ずる所の国書にも日本国王殿下としるされし事、慶長十二年より寛永元年に到るまで来れる式の如し、是より先我国より其国書に答らるべき式を議せらる、按ずるに最初元和二年朝鮮に答らるべき国書の式に王の字を加へらるべきや否を議せしめられし時に我国にては高麗を以て夷狄の国とす、是に依て日本国王高麗の王と書を相通ぜらるゝ事なし、然るに日本国王としるし遣はされん事然るべからざる由、議定の事本朝の古にありて三韓を以て西藩の国となされし事は勿論也、然るに本朝天皇の尊と申といへども新羅百濟高麗渤海等の国王に詔勅をなされし事は国史に見えし所筆を絶たず、

52) 注50。

53) 「朝鮮国信書の式の事」市島謙吉編校訂(一九〇六)『新井白石全集』第四、国書刊行会、六七一頁。

54) 注55の六七四頁。

55) 高橋公明(一九九二)「外交称号、日本国源某」『名古屋大学文学部研究論集一一三・史学三八』八頁。

56) 「殊号事略下 五事略上」市島謙吉編校訂(一九〇六)『新井白石全集』第三、国書刊行会、六三五～六三六頁。

要するに、①一七一一年朝鮮通信使の国書に日本国王と記されたことは、一六〇七年から二四年まで行われた書式と同様である。②一六一六年に朝鮮への国書に王の字を書き加えることが議論されたが、日本は高麗を夷狄の国とし、日本国王は高麗国王と書を通じなかったので、日本国王と記すことをしなかった。③日本天皇は新羅・百濟・高麗・渤海等の国王に詔勅を与えたことは国史にみえる。白石はこれを根拠として復号を主張した。大君から日本国王へ称号を変えることは、形として一六〇七年から二四年まで国王号が使われていたことを指しているが、一七一一年の国王号には、国王号に対する意味をさらに加えている。②と③をみると、日本が昔から持っていた史観、すなわち日本を華とし、周辺国を夷とみている国史と日本国王号を照応させている。これは、昔からの日本華夷観に従って日本国王号を支持するわけではなく、日本国王号を使うことによって日本は朝鮮を高麗と違って夷と見なさないで対等な敵礼関係に位置づけていることを逆説している。また白石は中国の官位制度と関係ない日本国王として、朝鮮との敵礼関係を結ぼうとしている。

また、一七一一年に新井白石は「まづ彼国より来らむ書に、我国諱避けなば、我答ん所もまた其国諱避けべき也」⁵⁷⁾と、朝鮮に国書の国諱の改定を要求した。朝鮮からの国書では「光」を「克」に、幕府からの復書では「懌」を「戢」に書き改めることを進めた。これは日本と朝鮮の敵礼関係を主張したのである。

次に、一六三四年琉球を幕藩体制の中の「異国」と位置付けた。その翌年六月一日付書状で、尚豊が「琉球国司」と称している。しかし一七〇一年に編纂が始まった蔡鐸本『中山世譜』の一七一二年条に「本年六月、蒙古貴公鴻恩、令国王許称中山王、按本国自昔与薩州修聘、書簡往復皆称中山王、至于崇禎九年、薩州之命、改称国司、而今 吉貴公念本国素有王爵、許称中山王」と、薩摩藩は琉球国王に国司から中山王と称することを許した⁵⁸⁾。琉球にはもとより王号があるというのがその理由であった。また一七二五年の蔡温本『中山世譜』には「本国与薩州、為聘問時、自昔以来、皆称中山王、至崇禎九年、奉薩州命、改称国司」⁵⁹⁾と、一六三六年琉球の王位に国司の称号を使わせたと記されている。一七一〇年に琉球使節の位置づけが変わったことと関係があると考えられる。同年老中は中山王宛の返書に「承為告賢藩承襲事」⁶⁰⁾と、同年の謝恩使派遣の目的を述べて、琉球を「藩」と位置付けている。幕府はこれまで琉球国王を中山王と称してきたが、これを契機に幕府は初めて琉球を日本に朝貢すべき国と位置付けたのである。ここには先述した、一六八一年の島津光久の起請文で、薩摩藩が、琉球が幕府の位置に背いて邪儀を企ててもそれに加担しないと誓い、また一六八三年以降、琉球が中国に日琉関係を隠蔽したことは異なる、幕府の態度がうか

57) 注 19 の二〇四頁。

58) 沖縄県教育委員会編(一九七三)『蔡鐸本中山世譜』沖縄県教育委員会、六七頁。

59) 「中山世譜附卷三」横山重他編(一九七二)『琉球史料叢書』第五卷、東京美術、四〇頁。

60) 林復齋編『通航一覽』(一九一二年)第一卷、国書刊行会、九五～九六頁。

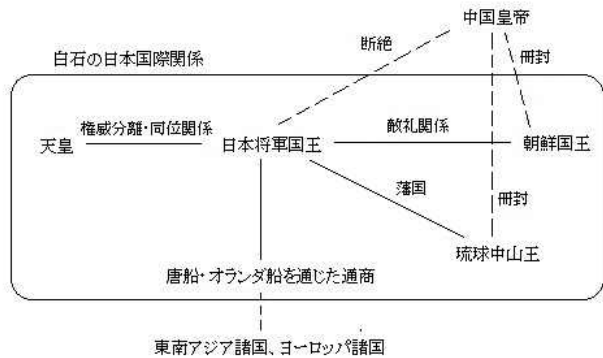
がえる。つまり幕府は中国を意識せず積極的に琉球を日本の国際関係の網に入れていることがわかる。

また、一七一五年正月の中山王宛の覚⁶¹⁾では、

- ①今度中山王差上候両使者より相尋候者、此節御老中より被下候御返翰内々拝見仕候処、御文章之様子先格ニ相替、大命・有降・上眷・優渥杯と有之、御書留茂相替、宛書も中山王と計御座候、然者前々より中山王書来候文章之内 大君・貴国・鈞命・台聰杯と奉敬書来候得共、此節之御返翰ニ奉対候而ハ、不相応ニ可有御座哉と存候、
- ②中山王使者今度返書之式に就て、此後其国王之書式帝王に用ひ候文字可然候歟之由相尋候由に候、大君之字を用ひ候事不可然候由の義も、大君とハ天子の事に候故故に候、然者天子の事に用ひ候文字を可用候は、不相当之義勿論ニ候、当時 御相当之文字を用ひ候事可然候、不申候へとも天子より御下にて、三公諸王の上に被成御座候御事、則 御相当に候間、此心得を以て文字を選び用ひ候様に可然候事、

と、中山王の使者が今後の国書の書式について尋ねたところ、文章・書留・宛書などを替えた書式に対し相応しくないと述べている。そして国王の書式に帝王の文字を用いるかという尋ねに、大君を用いることは相応しくないと述べ、それを許さなかった。ただ、帝王は天子より下がるが、三公諸王より上であることを述べている。幕府にとって琉球との外国関係をもつのが基本方針であるが、薩摩藩の要請によって旧礼のように薩摩藩の従属関係を認めていたのである。

日本国王号と中山王号という二つの復号から、日本の国際関係は次の図のようにまとめられる。



61) 鹿児島県維新史料編さん所編(一九七三)『鹿児島県史料 旧記雑録追録三』鹿児島県、①：四六四号、②：四六五号。

新井白石によって主張された将軍国王は、朝鮮との間に日本国王号を復号させることで、日朝関係＝敵礼関係に位置づけた。また琉球との間に中山王号を復号させて日本の藩国として琉球を位置づけた。この二つの復号を通じて日本は中国を排除した日本の国際関係を構想することができたと考えられる。日本の国際関係における中国排除の経緯については次節で詳しく検討する。

こうした将軍国王体制は、勲階制の設置によって構造化されたと考えられる。異国・異域に接する大名・旗本(長崎奉行)の官位昇進問題と並行して勲階制が論議された。新井白石は勲階制⁶²⁾について、

古我朝家ニシテ勲階ヲオカレシ例ニ依リテ、武家ニハ公武各相分ル、所アリテ、武家ノ職掌品階モ、同ジク共ニ貴カラザルコトヲ得ベカラズ、マシテヤ当家ニ至リテハ、武家ノ官位ハ堂上(公家)ノ外ニ定メオカレシハ、只自ラ古勲階ノ事ニ相同ジ、サラバ老中ヨリ以下ノ御家人、勲一等二等ヨリ次第ニ勲十二等ニ至リテ、公家ニハ官位ヲ以テ其貴賤ヲ論ジ玉ヒ、(中略)武家ノ職掌モ自カラ貴キ所ヲ得テ、異朝ノ人ノキカン所モ、尤国体ヲ得ル所ニモアルベキナリ

と、武家の老中から御家人に勲一等から勲二等を授け、公家は官位をもって貴賤を論じることを提唱した。白石は、天皇・公家と対等な官位制を構築し、将軍を国王とする新たな武家官位体制を構想したのである。とくに外交上、勲階の昇格をもって外国との関係を刷新し、軽視されない日本の国体を作ろうとしたといえる。

荻生徂徠は、「これまでただ御威勢ばかりにて無理に押付けたるようなり。勲階を立て置かるれば、この方にとらえ物ある故、無理というにも、御威勢ばかりという筋にもならぬ徳もあるなり」「天下の諸大名皆々御家来なれども、官位は上方より綸旨・位記下さる事なる故に、下心には禁裡を誠の君と存ずる輩もあるべし」「当分ただ御威勢に恐れて御家来分になりたるというまでの事」などと、心得たる心根失わせざれば、世の末になりたらん時に安心なりがたき筋もあるなり⁶³⁾と、各大名は将軍の権威に依存しなくても、勲階の高さに基づいた権威を振舞うことができると述べている。すなわち日本国王・将軍は天皇と分離した主権者であり、上下の主従関係ではないとみていた。

白石は天皇のことを、「明の代に日本天皇日本国王の御事をわかちしるして天皇の御事は国事に与らず兵馬をつかさどらずただ世々国王の供奉を享け給ふ由をしるせり」⁶⁴⁾と、

62) 「武家官位装束考」市島謙吉編校訂(一九〇七年)『新井白石全集』第六国書刊行会、四七二～四七三頁。

63) 辻達也校注(一九八七)『政談』岩波書店、一六七～一六八頁。

64) 「殊号事略上 五事略上」市島謙吉編校訂(一九〇六)『新井白石全集』第三、国書刊行会、六二一頁。

天皇と国王を別のもので、天皇は国事に関与しない、兵馬を掌らない、ただ国王の供奉を受ける身分であると認識していた。そして、日本国王は天皇に封爵されないが、なおかつ、「我もとより日本国王たり異朝の封を受べきにあらずとて」「本朝の天皇異朝の天子に璽書をなされし事はなし」と、日本国王は異朝(中国を含んだ外国)から封じられることはない、また日本の天皇は異朝の天子に書簡を遣わすことはないと述べている⁶⁵⁾。また白石は「皇といひ王といひ大小の字義同じからず、況や又皇に係に天を以てして天皇と称し、王に係に国を以てして国王と称し、上下の名分相分れし事、天地の位を易ふべからざる事の如し、然らば則ち自ら国王と称せらるべき事、天皇の御事において何の嫌疑にか相渉るべき」⁶⁶⁾と述べた。つまり自ら日本国王と称して天皇とどんな問題があるだろうか、と述べている。国王は天皇から封爵する必要がないのである。

将軍国王について国内の側面からみると、一七一〇年の「武家諸法度」五条には、「新築の城郭私に経営する事を聴さず、其修築に至ては、堀土居石垣等は上裁を仰ぐべし」⁶⁷⁾と、「上裁」という用語を使っている。白石による将軍の国王化は、国王と天皇を別の格として分離し、国王の位置づけを帝王にまで引き上げることにあつた。三浦周行氏は覇権を獲得したものが覇者であれば、儒教で「徳」をも具備したのが「治者」であり、「治者」が王であれば帝王となると指摘している。それに対し関氏は、帝王は絶対的な権力を持ち、かつてその権力の行使を天命に基づいたものとして中国の天子のような存在であるという⁶⁸⁾。

将軍国王体制の実現のために白石は、勲階制を通じて天皇との上下関係を分離し、天皇の権威と肩をならべる将軍国王の権威を作ろうとしている。

2) 国王の性格

白石が主張した将軍国王は中国を中心とする華夷秩序のなかにどのように位置付けられているのかを検討してみよう。国王号について「殊号事略」には次のように述べている⁶⁹⁾。

或又本朝において封王の御事あらずして自ら推して王と称せらるべき事然るべからずとも申べきか、古にありて三韓の国々本朝に臣属せし時に其小国の君長といへども皆々王を以て称しき、

日本は中国に冊封されず自らが王と称するのはよくないのかということに、古く三韓の国々

65) 注 6 6 の六二一頁(前)、六二四頁(後)。

66) 注 5 8 の六三六頁。

67) 「武家諸法度」石井良助編(一九五九)『徳川禁令考』前集第一、創文社、六七頁。

68) 注 4 の関著書二八四頁。

69) 注 5 8 の六三七頁。

は中国に属して小国の君長といわれてもみな王と称したと述べている。また、もし異朝の諸侯王の制度によって公に日本天皇と称するなら、国王(将軍)は別に号を立てるべきか(①)、ということについては、

又ある人の仰候ひは天皇国王其上下の名分相分れし事勿論也、但外国においては本朝の天皇国王皆々日本を係て称し申すとも自ら日本国王と称せられんには君臣其国号を同じくせらるゝ事如何有べき、①若其異朝諸侯王の制によりて見る時はおほやけの御事を日本天皇と称し奉らば国王においては別に其号を立てらるべき御事かと侍りき、此事既に異朝において其議ありし事也、(中略)

君臣国号を同じくして礼に叶ふ事なかるべきには武王周公の大望いかで、此事候べき孔子の至聖いかでか、春秋において筆削の事なくては候べき、周王周公の例によられて②本朝の天皇国王同じく日本を以て称せらるべき事何事の候べきや、

と、日本天皇と国王を同じく日本をもって称して何の問題があるのか(②)と述べている⁷⁰⁾。すなわち日本国王は異朝(中国)によって冊封される国王ではなく、自らが「国王」と称するものである。つまり中国皇帝と対峙していることがわかる。引き続き、白石はこうした日本国王について次のように述べている⁷¹⁾。

異朝の書に見えし、日本国王の御事鎌倉の頼朝の御事を以て国王の始として、京都代々の公方の御事皆々日本国王としるせり、其中鹿苑院の公方は正しく明の太宗の時日本国王に封ぜられ薨逝の後に恭献王といふ諡をも賜られき、其後また明の神宗の時豊臣秀吉を以て日本国王に封ぜられしを我もとより日本国王たり、異朝の封を受べきにあらずと其使をおし返さる、朝鮮の書にしるせし所も異朝の書に同じ、但し其国王我国王に贈れる書に日本国王としるし来りしは秀吉の時を始とすべき歟、

日本国王の由来について白石は、鎌倉幕府の頼朝から始まり、京都の公方(将軍)が国王と言われた。足利義満は明から日本国王に冊封された。また秀吉は明から日本国王に冊封されたが、自分は元から日本国王であり、明の冊封を受けるべきではないと、明の使節をおし返した。朝鮮国王の国書に日本国王と記されたのは秀吉時代からであると述べている。これは、秀吉が中国冊封による日本国王を拒絶したことを物語っているが、実際には、秀吉は中国の冊封、すなわち中国から日本国王として認められたことを拒絶していなかった⁷²⁾。白石は中国を中心とする華夷秩序＝冊封関係、すなわち中国皇帝から封じら

70) 注 5 8 の六三七～六三八頁。

71) 注 6 6 の六二一～六二二頁。

72) 山室恭子(一九九二)『黄金太閤』中央公論社、一五五頁。

れる国王を否定するためにこうした説を作ったのである。

同様に雨森芳洲も日本国王冊封を否定していた。すなわち「君稯承兌ヲシテ日本国王ト璽書ヲ読マシム。爾ヲ封シテ日本国王ト為ト云ノ語ヲ聞テ大ニ怒テ曰、我武威ヲ以テ日本ニ主タリ」⁷³⁾と、朝鮮侵略のさい、一五九六年に明使が伏見城で秀吉に引見したとき、西笑承兌が冊封の書を読み、なんじを日本国王に封じるというのを聞いた秀吉が怒り、自ら武威をもって日本の主であると述べた。つまり秀吉は日本独自の国王であると主張したというのである。

そもそも徳川将軍の国王化は一七世紀初めにも行われた。一六一五(元和元)年の「禁中并公家諸法度」第一四条には「一僧正大正権、門跡、院家、可守先例、至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可為准僧正也、但国王大臣之師範者格別事」と、僧正の有資格者を門跡・院家に規定し、但し書で国王大臣の師範は格別であると述べている⁷⁴⁾。これについて橋嘉樹の『慶長公家諸法度注釈 全』⁷⁵⁾は、第一四条の但し書について、「国王大臣の師範たる人ハ格別とハ、天子・将軍或ハ大臣たる人の御戒師となり」と、国王は天皇と将軍の二人というのである。一七世紀初期には天皇と将軍を同じ国王とする様子がうかがえる。

しかし国王号について、一六〇七年の日本国源秀忠の国書に対し、九年に朝鮮国王より日本国王宛の返書に、「朝鮮以将軍与国王同位、書間不往来日本以国王讓将軍、故以将軍為国王以天子為天王、称曰唐例也」⁷⁶⁾と、朝鮮は将軍を国王と同位とする。日本に往来する書簡には国王を将軍にあてる。故に将軍＝国王、天子＝天王をするが、これは唐例であると述べている。ここには中華秩序が認識されていることがわかる。しかし、将軍「国王」化が進んでいくなか、将軍家光は朝鮮と同じ「国王」号の使用を拒否している。

一六三五(寛永一二)年の柳川一件の裁定後、日朝関係の刷新が図られた。そのなかで朝鮮宛書簡の年号のこと、将軍の対外的称号のことが議論された。「蓋称 公儀書之殿下、殿下者関白也、為之不可、然則用何字、執事曰、被 嫌御於王字、則所選只在不用字而可称於御事也」「公儀御名之事于翰則可称奉之、大君矣、于言又如何称奉耶、掃部頭曰、如此事吾輩亦難計、道春・永喜所思如何、其不可称上之王也、将軍者又於漢唐為中下之官矣、所要只欲不奉称王者而御位亦不降也」⁷⁷⁾と、朝鮮は明に従い、明の国際秩序下にあるが、日本は自立していることを述べている。公儀(将軍)を殿下と書くと、殿下は関白であるのでよくない。では何という字を用いるべき

73) 「和交覚書」関西大学東西学術研究所歴史研究班編(一九八四)『雨森芳洲全書四』関西大学出版部、二一三頁。

74) 「御当家令条」石井良助校訂(一九五九)『近世法制史料叢書 御当家令条・律令要略 第二』創文社、一四頁。

75) 学習院大学図書館蔵。

76) 田中健夫編(一九九五)『善隣国宝記』集英社、五三号。

77) 『寛永一三丙子年 朝鮮信使記録 卷之二』東京大学史料編纂所蔵。

か。王の字を使わないのであれば、公儀のことを書簡では大君ということにした。林羅山兄弟は、王と称するのはよくない。また王の字を使わないで、將軍のことを称すべきである。將軍は中国社会では中下の官だからよくない。要するに王と称さないが、位は王より降るものではないといって大君号を支持した。

約一〇〇年後、一八世紀初期の將軍国王化は「国王」のそのものの理解が違っていることがわかる。將軍国王は、中国皇帝・天皇との関係から分離され、唯一の日本国王として位置づけられている。白石だけでなく、一八世紀初期の儒学者の室鳩巢や太宰春台によっても將軍の国王化が唱えられた。室鳩巢は、幕府を朝廷と記すだけでなく、天皇と將軍を同列に置こうとする意図をもっていた。太宰春台も將軍を王とし、世嗣を太子とし、その就任を即位とする、幕府を王朝として定着させようとした⁷⁸⁾。一八世紀初期、將軍国王化の風潮が存在していたのである。

おわりに

中国の華夷秩序から距離を置く日本の対外姿勢は、將軍の外交称号に表われる。新井白石は中国官位制度のなかの大君と日本の將軍大君の曖昧さを批判し、日本国王号を主張した。

一八世紀初期の中国では、華夷変態後も清はジュンガルとの戦いが続いていた。そして中国を中心とした華夷世界下の国々も政治・経済的に不安が生じてきた。東南アジア諸国は頻繁に内紛と戦争が起き、中国とヨーロッパの勢力が加担した。海賊の活動が活発になって東アジアのなかでの華夷変態の状況は変わらず日本もその情報を把握していた。

日本は華夷世界から距離を置くために唐船とオランダ船を積極的に利用した。華夷世界に対峙し、新たな日本の国際関係を構想した。それに応じて異国関係を担ってきた大名と旗本(長崎奉行)の地位を高め、外交問題に向き合わせた。それだけではなく、將軍の外交称号の改定が行われた。一七一〇年、朝鮮通信使はすでに漢城を出発していたにも関わらず、日本側は急いで朝鮮国書に日本国王号を取り入れよう要請したことから分かる。一八世紀初期の將軍国王号は、一七世紀初期日本が中国の官位制度に即して国王号を拒絶し、大君号を使用した前例と違う意味をもつ。日本は華夷世界に向かって中国の官位と関係のない独自の称号すなわち日本国王号を標榜した。日本国王号に対する意識が変わっている。そして將軍の復号と同時に琉球の中山王の復号が行われた。これによって日本は朝鮮と敵礼国、琉球と藩国という国際関係を作った。特に白石は「殊号事略」⁷⁹⁾で、

78) 注 4 の関著書三〇一、三〇七頁。

79) 注 6 6 の六二一～六二二頁。

秀吉が中国の日本国王冊封を拒絶したという説を強調し、中国を中心とする華夷関係・秩序に対し日本のとの関係性を否定している。

将軍国王号が外交称号であるが、国内にも勲階制を設け、天皇(朝廷)と肩をならべる国王体制を整えようとし、国内での将軍の王権化を進めることに一助したといえる。なお、東アジア世界に積極的に向き合っただけでなく、将軍国王号をもって周辺国との関係を改めることからみると、将軍国王号の問題は日本国内の政治的動きから発生したというより、東アジアの情勢に応じて生まれたものともいえる。

【参考文献】

- 伊東多三郎(一九八四)『近世史の研究 第四冊 幕府と諸藩』吉川弘文館。
紙屋敦之(一九九〇)『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房。
紙屋敦之(一九九七)『大君外交と東アジア』吉川弘文館。
鈴木康子(二〇〇七)『長崎奉行の研究』思文閣出版。
高橋公明(一九九二)「外交称号、日本国源某」『名古屋大学文学部研究論集一一三』史学三八。
鶴田啓(二〇〇六)『対馬からみた日朝関係』山川出版社。
中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館。
深谷克己(一九九一)『近世の国家・社会と天皇』校倉書房。
松方冬子(二〇一〇)『オランダ風説書一』中央公論新社。
水野恭一郎(一九六三)「備前妙覚寺蔵『世界図屏風』について」『岡山史学』第一三三号。
関德基(一九九四)『前近代東アジアのなかの韓日関係』早稲田大学出版部。
山室恭子(一九九二)『黄金太閤』中央公論社。
山脇悌二郎(一九八〇)『長崎のオランダ商館一世界のなかの鎖国日本一』中央公論社。

[史料]

- 市島謙吉編校訂(一九〇六)『新井白石全集』第四、国書刊行会。
鹿児島県維新史料編さん所編(一九七一)『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』鹿児島県。
関西大学東西学術研究所歴史研究班編(一九八四)『雨森芳洲全書四』関西大学出版部。
国史編纂委員会編(一九八一)『朝鮮王朝実録』探求堂。

- 滝本誠一編(一九六六)『日本經濟大典』第四卷、明治文獻。
東京大学史料編纂所編(一九六二)『大日本近世史料四』東京大学出版会。
東京大学史料編纂所編(一九五三)『大日本古記録 新井白石日記(下)』岩波書店。
中田易直・中村質校訂(一九七四)『崎陽群談』近藤出版社。
成島司直他編(一九〇四)『徳川実紀』第五編、經濟雜誌社。
林春勝・林信篤編(一九五八)『華夷変態』中冊、東洋文庫。
林復齋編(一九一三)『通航一覽』第四、国書刊行会。
松村明校注(一九九九)『折たく柴の記』岩波書店。

要 旨

This article is pursuing the diplomatic transformation of Japan against Kaichitsujo(華夷秩序) of the China dynasty after the reversal of China and the barbarians, from the end of the 17 century to the early 18th century. It is considered the title of a Japanese King as a keyword.

In the early 18th century Japan, the Qing(China) and Jungar battle after the reversal of China and the barbarians was followed by. And Asian countries political and economic which belonged to kaichitsujo have been unstable. Southeast Asian countries are often happening war and infighting. It was taken part in forces of China and Europe. And pirate activities become active around a southeast sea area. To grasp such situation, Japan also had to figure out the information.

To be separate from Kaichitsujo of the China dynasty, Japan actively used chinaese and Dutch ships. And Japan had plans to build new international relations. Also to settle international problems, it enhanced the position of daimyo and hatamoto which was connected to foreign countries, and tried to change the diplomatic title of Shogun. Japan asked Choseontongsinsa to a Korean letter which was written as a Japanese King. This 'a Japanese King' was unrelated to a Chinese official rank system. In other words a Japanese King was a Japanese original diplomat title of Shogun to do not have no relation with China. This is different from the interpretation about a Japanese king of the 17th century. Also means the positioning of a Japanese King is changing.

キーワード : a Japanese King, Kaichitsujo, Shogun, Daikun, diplomatic title,
diplomatic transformation

투 고 일 : 2015. 2. 28
심 사 일 : 2015. 3. 14
게 제 확정일 : 2015. 4. 4